

土壌中のダイオキシン類に関する検討会設置要領

1 目的

ダイオキシン類が環境に及ぼす影響についての社会の関心が高まっている。しかしながら、土壌中のダイオキシン類については、我が国における調査事例が少なく、汚染の実態や土壌中のダイオキシン類が人の影響に及ぼす影響などが十分に把握されていない状況にある。

このため、環境庁では、まず平成10年1月に「ダイオキシン類に係る土壌調査暫定マニュアル」を取りまとめ、本年度より全国の土壌中のダイオキシン類の実態調査を実施するとともに、諸外国における土壌中のダイオキシン類に係る評価手法や対策に係る情報の収集等に関する調査を行うこととしている。

そこで、土壌中のダイオキシン類が環境に及ぼす影響の評価手法について検討を行うとともに、実態調査結果の解析、リスクの低減手法等について検討を行うことを目的として、土壌中のダイオキシン類に関する検討会（以下、「検討会」という。）を設置するものである。

2 構成

(1) 検討会は、ダイオキシン類に関する代表的な学識経験者で、環境庁水質保全局長が依頼した検討員をもって構成する。

(2) 検討会において特別な事項に関する検討を必要とする場合には、臨時検討員を置くことができるものとする。また、必要に応じ、検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上でオブザーバーとして出席させることができるものとする。

3 検討事項

検討会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 土壌中ダイオキシン類の環境影響の評価手法
- (2) 土壌中ダイオキシン類のリスク低減手法 等

4 座長

- (1) 検討会には座長を置く。
- (2) 座長は、検討員の互選によってこれを定める。
- (3) 座長は検討会の議事運営にあたる。
- (4) 座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名する検討員がその職務を代行する。

5 幹事、書記、調査員

検討会の運営にあたり、水質保全局長が指名する幹事、書記、及び調査員を検討会に置く。

6 庶務

検討会の庶務は、環境庁水質保全局土壌農薬課において行う。

7 その他

検討会の公開・非公開については、座長が検討会の了承を受けてこれを定める。_____